

対象年度		令和 3年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート											
事務事業名		地籍調査推進事業						予算事業名		地籍調査事業費					
予 算 科 目		会計	01	款 08	項 01	目 02	事業 2001	要求区分 経常経費	根拠法令	国土調査法					
総合計画体系		2安全で住みやすさを実感できるまちづくり(都市・環境)						事業の区分		主要事業					
		2-1計画的で魅力あるまちづくり (都市計画)													
		①計画的な市街地の形成						担当課係等		土木課					
3地籍の整備						管理係									
事業期間		継続 (昭和61年度～ 年度)													
【めざす姿 (意図・どのような状態になるのか)】								【事業開始のきっかけや他市の状況など】							
現在, 登記所に備え付けられている土地登記簿や公図 (字限図) は正確でないところが多くある。そのため, 地籍調査を実施し, その成果をもって土地登記簿の記載を変し, 地籍図を不動産登記法第 1 4 条地図として法務局に備付け, 地籍の明確化を図る。								現在, 登記所にある土地登記簿や公図 (字限図) は正確でないところが多くある。この解消を図るため, 当市では昭和61年度より地籍調査事業が開始された。							
【手段 (事業内容・どのようなことを行うのか)】								【対象 (だれに対して・何に対して行うのか)】							
国土調査法に基づく地籍調査により, 土地一筆毎に, 所有者及び地番, 地目の調査を実施し地籍簿を作成する。さらに, 全ての土地の境界を明らかにし, 最新の測量技術をもって境界杭の位置をデータ化し, 縮尺1/500の地籍図を作成する。								結城市内の地籍調査対象地域 (土地改良事業, 区画整理事業区域を除く)							
								【事業をとりまく環境の変化】							
								昭和 6 1 年度に開始した本市の地籍調査事業は, 市の南端である七五三場地区を皮切りに, 隣接蛇行しながら北上し, 最後に市街地に着手する計画で進めてきたところである。令和 2 年に国の第 7 次国土調査十箇年計画が閣議決定となり, 本市においても, 当該上位計画を踏まえ事業を推進して行くこととなる。							
【令和 3年度 事業内容】				【令和 4年度 事業内容】				【令和 5年度 事業内容】							
結城Ⅴ地区: 現地調査 (長狭物調査, 一筆地調査, 一筆地測量)				結城Ⅵ地区: 現地調査 (長狭物調査, 一筆地調査, 一筆地測量)				結城Ⅶ地区: 現地調査 (長狭物調査, 一筆地調査, 一筆地測量)							
結城Ⅳ地区: 仮閲覧				結城Ⅴ地区: 仮閲覧				結城Ⅵ地区: 仮閲覧							
結城Ⅲ地区: 本閲覧, 地籍調査成果の認証				結城Ⅳ地区: 本閲覧, 地籍調査成果の認証				結城Ⅴ地区: 本閲覧, 地籍調査成果の認証							
結城Ⅱ地区: 登記完了				結城Ⅲ地区: 登記完了				結城Ⅳ地区: 登記完了							
結城駅北部Ⅰ地区地籍調査委託: 現地調査 (一筆地調査, 一筆地測量)				結城駅北部Ⅰ地区地籍調査委託: 面積計算, 本閲覧				結城駅北部Ⅰ地区: 登記完了							
■事業費															
				R01年度		R02年度									
財 源 内 訳	国	庫	支	出	金	6,300		6,500							
	県	支	出	金		3,150		3,250							
	地	方	債			0		0							
	そ	の	他			0		0							
	一	般	財	源		5,450		9,180							
歳 入 計 (千 円)				14,900		18,930									
歳 出 内 訳	節 (番 号 + 名 称)			金 額 (千 円)		金 額 (千 円)									
	01	報酬			511		0								
	07	報償費			0		810								
	08	旅費			0		4								
	10	需用費			608		892								
	11	役務費			243		354								
	12	委託料			10,852		13,780								
	13	使用料及び賃借料			1,400		1,426								
	17	備品購入費			1,177		1,541								
	18	負担金補助及び交付金			100		110								
	26	公課費			9		13								
歳 出 計 (千 円) (A)				14,900		18,930									
伸 び 率 (%)						27.04									
備考 総合計画 7 1 ページ 予算書 1 3 7 ページ															

令和元年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		R01年度	R02年度	R03年度
活動 指標	年間地籍調査実施面積	平方キロメートル	目標	0.62	0.38	0.46
			実績	0.62	0.00	0.00
	一筆地調査完了率（面積割）	パーセント	目標	71.30	72.10	73.00
			実績	71.30	0.00	0.00
成果 指標	地籍調査登記完了率（面積割）	パーセント	目標	69.40	70.10	71.30
			実績	69.40	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	国の第7次国土調査事業十箇年計画に位置付けられた事業であり、土地に関するあらゆる施策の基礎資料に活用されるため必要性は高い。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	本市の地籍調査事業は、国土調査法に基づき茨城県が作成する事業計画により実施するもので、地域に精通した市町村が実施主体となる。
	手段の妥当性	A 妥当である	国土調査法に基づき茨城県が作成する事業計画に基づき実施する事業である。
効率性	コストの効率性・人員効率	A 改善の余地はない	地籍調査事業の作業工程は、国土調査法のもと定型化されており、効率性と正確な成果を得るための手順が確立されている。また、受益地の権利者が地籍調査推進委員として多くの作業に携わることににより、コストの面において効率的な事業遂行が図られている。
公平性	受益者の偏り	B どちらとも言えない	地籍調査を実施している地区内においては、全権利者が受益者となり、調査も公平に行っているところである。ただし、完了地区と未実施地区間において不公平が生じていることは否めない。
有効性	成果向上の余地	A 上がっている	市内全域の調査完了を目標としており、毎年新規地区に着手していることから、成果は上積みされている。
進捗度	事業の進捗	C 遅れている	事業開始時の計画では、平成7年度を調査完了年度としており、大きく遅延している状況。事業の早期完了を目指したいところではあるが、県の負担金事業として事業を実施していることや、係員数の状況から、単年度の実施区域拡大を図ることは困難。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
国の施策の一環であり、官民とも非常に有効な事業である。完了地区と未実施地区間における不公平の解消のため、早急に市内全域の調査完了を図る必要があるが、費用、人員の面からこれまでと同程度の進め方にならざるを得ない。新規着手地区の選定にあたっては、国の第7次国土調査事業十箇年計画の方針を踏まえ、国、県負担金が優先的に配分されるよう「地籍調査実施に関する中長期計画」を令和元年度に作成した。この計画に従い、国県からの財源を最大限に活用しながら早期完了に向け進めていく。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
社会資本整備総合交付金事業と連携した地区については、負担金がさらに厚く配分されることから、連携可能事業の詮索を行い、現在の直営方式から委託方式への移行も視野に入れながら、事業の早期完了を目指す必要がある。また、D I D区域においては、国の「都市部官民境界基本調査」の導入が効果的であると思われる。既に実施済みの市町村への視察を行い、導入の検討を行う必要がある。			

■方向性

1 次評価（1 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☒ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
方向性の具体的内容 国土調査法に基づき結城市が主体となって一筆ごとの土地の所有者、地番等を確定し地籍図を作成することで、個人の資産を明確にするとともに、公共事業の円滑な推進にも寄与することから継続して事業を続けていく。	
2 次評価（2 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
企画調整会議の意見・考え方（1 次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり。	